

くるみん認定、プラチナくるみん認定受けていますか？

お問い合わせ先：福岡労働局雇用環境・均等部指導課 ☎092-411-4894

「次世代育成支援対策推進法」では、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、企業は労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に取り組むこととしています。

常時雇用する労働者が101人以上の企業は、この取組に関する一般事業主行動計画を策定し、労働者への周知、社外への公表、労働局への届出を行うことが義務付けられています。また、策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定要件を満たした場合、子育てサポート企業として認定を受けることができます。

くるみん認定とは

行動計画に定めた目標の達成など、一定の基準を満たした企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。認定を受けた企業は、**子育てサポート企業として認定マーク（愛称：くるみん）**を商品や求人広告等に付けることができ、

企業イメージ向上や、優秀な人材の確保などが期待できます。さらに、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置（くるみん税制）**が受けられます。

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、**特例認定（プラチナくるみん）**を受けることができます。

<認定マーク>



くるみんの主な認定要件

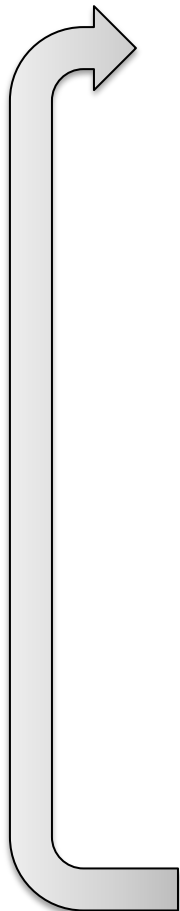
※平成29年4月1日以降の申請から新しい基準が適応されています。

- 1 雇用環境の整備について、事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画（期間：2～5年）を定め、公表・周知・労働局への届出を行っていること。
- 2 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 3 計画期間において、**男性労働者のうち育児休業等の取得について7%以上、または企業が講ずる休暇制度を含め取得率が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1名以上いること。**
 - ★労働者数300人以下の企業は、「3」を満たさない場合、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たします。
 - ①計画期間内に、**1歳以上の子の看護休業を取得した男性労働者がいること**
 - ②計画期間内に、**中学校卒業前の子のための所定労働時間短縮措置を利用した男性労働者がいること**
 - ③計画開始前**3年以内**に育児休業等を取得した男性労働者がいること
 - ④計画期間中に小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、**中学卒業前の子又は小学校就学前の子孫について企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること**
- 4 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること。
 - ★労働者数300人以下の企業は、「4」を満たさない場合、**計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たします。**
- 5 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、育児休業に関する制度、所定外労働制限に関する制度、所定労働時間短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度のいずれかを講じていること。
- 6 **労働時間数について法定時間外・法定休日労働時間の平均が月45時間未満、かつ月平均法定時間外労働60時間以上のものがないこと。**
- 7 所定外労働削減等、働き方に関する措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
- 8 次世代育成支援対策推進法その他関係法令に違反する重大事案がないこと。

詳細は厚生労働省ウェブサイトに掲載しております。

一般事業主行動計画の策定から「くるみん」認定取得まで

○行動計画の策定から実施、くるみん認定取得までの流れは以下のとおりです。



1 自社の現状や労働者のニーズの把握

・仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や労働者のニーズを把握しましょう。(例. 妊娠出産を機に退職する労働者数、今後会社で実施してほしい制度等)



2 1を踏まえて行動計画を策定

・計画期間は2～5年としてください。
・子育て支援のための雇用環境の整備について具体的な目標を定めてください。目標は人数や割合等、可能な限り定量的な数値目標としましょう。制度の導入を目標とする場合は、関係法令で定めている最低基準を上回るものとしましょう。



3 行動計画を公表し、労働者に周知(2からおおむね3か月以内)

・公表にあたってはこちらのウェブサイトをご活用ください。

⇒両立支援のひろば <http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



4 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ届出(2からおおむね3か月以内)



5 行動計画の実施・目標の達成(裏面「くるみん認定の主な取得要件」3～8について満たしているか確認)



6 行動計画終了後、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へくるみん認定の申請



7 「子育てサポート企業」として認定 **くるみんマーク** 取得



8 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へプラチナくるみん認定の申請へチャレンジ(※くるみん認定基準に加え追加の要件等あります)



9 優良「子育てサポート企業」として認定 **プラチナくるみんマーク**取得



くるみんマークが新しくなりました。
上部に最新の認定年を記載、星の数は
認定を受けた回数を表しています。

【お問い合わせ・届出・申請先】

福岡労働局雇用環境・均等部指導課

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1

福岡合同庁舎新館 4階

電話 092-411-4894 FAX 092-411-4895

★女性活躍推進法の一般事業主行動計画、えるぼし認定等のお問い合わせ
もこちらです！まずはお電話ください